

日 時：平成15年6月30日(月)

場 所：三番町共用会議所

食料・農業・農村政策審議会
主要食糧分科会議事録

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1、開 会 | 1 |
| 1、会長あいさつ | 1 |
| 1、委員の紹介 | 1 |
| 1、長官あいさつ | 2 |
| 1、資料の説明 | 3 |
| 1、質 疑 | 19 |
| 1、長官あいさつ（7月以降の体制について） | 34 |
| 1、閉 会 | 34 |

開 会

針原企画課長 吉水委員が少し遅れていらっしゃるようでございますが、定刻となりましたので主要食糧分科会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

昨年 12 月に決定されました米政策改革大綱を受けた食糧法の改正法が、去る 27 日、国会において成立いたしました。本改正食糧法におきまして、現行食糧法の基本計画に代わり、新たに「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を定めるものとされております。本日はこの新たな基本指針の考え方について御説明を申し上げ、御意見を伺いたいと思います。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長あいさつ

八木分科会長 皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日は、ただいま企画課長からお話ございましたが、新たに食糧法に位置づけられる基本指針の内容等につきまして御審議いただきたいと思います。

なお、本分科会につきましては、審議会議事規則第 3 条第 2 項の規定により会議は公開とすることとし、傍聴者の方々も御出席されております。また、本分科会において皆様からいただきます御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の紹介

八木分科会長 本日は、新たに 11 名の方が委員に選任されまして御出席されておりますので、その方々も含めて御出席いただいている委員皆様の御紹介をさせていただきます。

それでは、今井延子委員でございます。

岩田三代委員でございます。

奥村一則委員でございます。

小熊武彦委員でございます。

生源寺眞一委員でございます。

立花宏委員でございます。

中村隆司委員でございます。

藤尾益也委員でございます。

峰島歌子委員でございます。

山田俊男委員でございます。

吉水委員におかれましては、もうすぐ御出席いただくことになっております。よろしく申し上げます。

それから、私、分科会長の八木でございます。よろしく願いいたします。

本日は残念ながら御欠席されていますが、加倉井弘委員、竹内克伸委員には引き続き委員をお願いしております。また、大泉一貫委員、大木美智子委員、こもだたかこ委員、横川竟委員が新たに本分科会の委員として選任されております。

長官あいさつ

八木分科会長 それでは、石原食糧庁長官からごあいさつをお願いします。

石原長官 食糧庁長官の石原でございます。食料・農業・農村政策審議会主要食糧分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日御出席の皆様方におかれましては、日ごろから農林水産行政の推進に御支援、御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

米政策につきましては、近年における米をめぐる閉塞状況を打開し、水田農業の未来を切り開くため、昨年 12 月に米政策改革大綱を決定し、消費者重視、市場重視の視点に立ちまして、需給調整、流通制度、関連施策等の改革を総合的かつ整合性を持って行うこととしたところであります。本年は、この改革を実行に移す年であります。

去る 27 日には、生産調整制度の見直し、計画流通制度の廃止等を内容とする食糧法の改正法が国会で成立し、平成 16 年 4 月 1 日より新たな生産・流通のスキームが施行されることとなりました。本日は、新たな米政策の目標であります需要に応じた売れる米づくりのかなめとも言うべき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を本年 7 月末に定め

るため、皆様の御意見をお伺いする第1回目の会合であります。委員各位におかれましては、どうかこのような基本指針の位置づけを御理解の上、忌憚のない御意見を幅広くお聞かせいただきたいと存じます。

簡単ではございますが、以上をもちまして私のあいさつとさせていただきます。

八木分科会長 ありがとうございました。

吉水委員が見えられましたので、御紹介いたします。

資料の説明

八木分科会長 それでは、お手元に配付してございます資料について事務局より説明をお願いします。

なお、本日はおおむね15時30分ぐらいを目途に審議を終了したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、食糧庁企画課長より、お願いします。

針原企画課長 資料1から始めまして、かなり厚い資料がお手元に配付されているかと思えます。できるだけ簡潔に御説明したいと思えます。

まず、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の御審議をいただくに際しまして、当審議会の新しい役割、位置づけについて御説明申し上げます。資料1でございます。

この審議会におきましては、基本指針として、「国が透明な手続きの下に基本指針を策定できるよう、その策定・変更にあたって、助言を得る。」、こういう役割がございます。

二つ目ですが、米政策改革における実行過程のチェックでございます。米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて、米政策全般にわたる目的・効果の整合性や実行プログラムの実施状況をチェックする。毎年度チェックするというところでございます。

三つ目は従来からの機能を引き継ぎます麦価の決定でございます。政府が、毎年、翌年産の国内産小麦等の政府買入価格、翌年の外国産小麦等の政府売渡価格を適正に定めるため、意見を聴く。この三つの役割をお願いしたいと考えている次第でございます。

次のページで補足的な御説明をさせていただきたいと思えます。

昨年11月29日の生産調整研究会の最終取りまとめでございますが、「米づくりの本来あるべき姿と実現のステップ」の中に「実行過程のチェックシステム」という項目がご

ざいます。定期的なチェックのために、主要食糧分科会又は私的諮問機関で行うということで、この主要食糧分科会の機能としてお願いしている次第でございます。

もう一つは、「今後の米の需給調整のあり方」の中に、「需給情報の透明化のために、第三者機関的な組織で検討」ということになっております。客観的な需要予測、あるいは生産目標数量を配分できるよう、それぞれに対して必要な助言等を行うということでございます。

その次のページは関係法令を抜粋しております。後でござらんいただきたいと思っております。

パンフレットが2種類ございますが、これは質疑応答の中で必要に応じて御紹介いたします。

資料3(1)でございますが、この基本指針の構成について御説明いたします前に、基本指針の位置づけと活用方法についてまとめております。

まず、基本指針の位置づけでございますが、民間事業者の自由な経済活動を前提とした行動指針というべき性格のものでございまして、生産者の営農の指針であるだけでなく、安定供給のための関係者の取り組みが適切に行われるよう、必要な情報を国が節目ごとに提供する。今回の食糧法改正におきましては、これは業の外にあるわけでございますが、計画に基づく規制、計画経済から適切かつ的確な情報に基づく主体的な経営判断を促し、それによって全体の活性化を図るという思想に転換しております。そのための核となる指針という位置づけでございます。

したがって、2段落目にありますように、基本指針を見れば、現在の米の需給に関する動向が一通り把握できる、いわゆる「おコメ白書」的なものをイメージした、わかりやすいものとして、全国民、納税者、消費者、生産者の皆様に御提供したいと考えているわけでございます。

このような役割を担えるよう、この審議会の助言を得て、透明な手続きのもと、可能な限り客観的なデータに基づき、節目となる7月、11月、3月の年3回、端境期の前、出来秋時期、流通の本格化の時期、こういうときにこれを公表する。

その内容は、「動向編」、「需給見通し編」、「国の方針編」の三つあります。この三つに大別されまして、「動向編」は中長期の動向と直近の動向の両方を明らかにすることにしていきたいと考えます。この内容につきまして、さらに御意見があれば、後ほどお聞かせいただきたいと思っております。

また、この中の「需給見通し編」でございますが、需要の見通しにつきましては、当

面、地域ごとの生産目標数量の策定に資するよう、都道府県別の産米の需要についても見通すことにしていきたいということでございます。

こういう内容の指針の活用でございますが、生産者にとっては、消費者がどのようなお米を求めておられるのかがわかるので、それを参考にどのような水田農業経営を行うかについての判断材料にしていきたい。

次のページにまいりまして、生産者団体や地方公共団体のサイドとしては、消費サイドの動向、あるいは他の産地でどのような取り組みが行われているか等を活用して、地域のビジョン、産地づくりの推進をしていただきたい。

販売業者の方にとっては、どのような産地銘柄に需要があるのか、消費者が何を求めているか、あるいは産地サイドでどのような取り組みが行われているのか、このようなことに役立てていただけるようなものにしたい。

あるいは、消費者の皆様にとっては、どのような米がどのような価格で売られているか、産地でどのような取り組みが実践されているのか等を把握することにより、お米を購入する際の判断材料にしていきたい。こういう幅広い目的を持ったものにできればいいということで御審議をお願いしたいと思っております。

さて、今回御説明する基本指針の柱でございます。資料3(2)ですが、「動向編」は、まず中長期的な米の動向(消費、生産、需給、流通)の中長期の動向、それから直近の動向、米の輸入の動向。「需給見通し編」につきましては、直近1年間の需要がどうなっているか、特に全国ベース、都道府県ベースの需要がどうなのかを踏まえて、直近の需要変動に基づく需給見通しはどのようになっていくか。最後が「国の方針編」でございますが、その基本的な考え方、施策の重要事項ということにしていきたいと考えるわけでございます。

次の1枚紙、資料3(3)にまいりまして、それを時期別に、7月、11月、3月の3回策定するわけでございますが、7月が基本的な動向になるわけでございます。端境期の前にある程度先手を打った対応をするということでございまして、動向を基本に今後の需給を見通す。ここで各県別の基礎的な需要量、例えば北海道のお米はこのぐらいの需要があるのだということがある程度わかる状態にしていきたいということでございます。それから、国の方針におきましては、当面、端境期においてどのような行動をとったらよいかということでございます。

それが11月に移りますと、11月には作柄がほぼ明らかになりますので、それを踏まえ

た翌年の生産目標を決めていく。あるいは翌年度に向けた安定供給確保のための取り組みをどうするか。翌年の端境期に不足するのか過剰になるのか、これも踏まえながら1年間どのように過ごしていったらよいのかということでございます。

その次の3月でございます。新米がとれて本格的な流通が開始されます。それから、4月から新しい年度に入って、新しい予算あるいは新しい輸入が行われます。それぞれの分析をし、公表するというところで、現段階で考えているそれぞれのイメージをお示ししているわけでございます。

そこで、実際に来月御議論いただきます基本指針の「動向編」につきまして、かなり大部の資料でございますが、イメージがわきますようにつくってまいりました。資料3(4)でございます。

1枚めくっていただきますと、目次がございます。先ほどの骨子にお示したものが少し詳しく書いてございますので、ここは後で御確認ください。

1ページからは「中長期的な米の需給動向」というパーツでございます。最初が米の消費でございます。

米の消費量は一貫して減少しているということが書いてございます。この要因としては、
、
、
とございますが、社会構造の変化、食品の選択肢が拡大したこと、それから消費者の志向が変化したこと、それに加えて最近ではデフレ経済の中で食品群間の選択の幅ができたといいますか、価格面での競争が強まった、こういうのが米の消費の減少につながっているのではないかとございます。

2ページ以下は、この社会構造の変化について若干書いてございます。

まず2ページは少子・高齢化の進展の事実がグラフで示されているわけでございます。

3ページを見ていただきますと、特に最近の傾向でございますが、人口の減少とともに高齢化し、50代、60代を中心にお米の消費が減っている。3ページの右下の表ですが、平成7年、平成12年を見ますと、増減率が一番高く、10%以上減っているのが50代、60代の階層でございます。絶対量としてはたくさん食べていただいているわけですが、減り方が非常に大きいということでございます。

4ページも社会構造の説明が続いております。「世帯構成の変化」ということで、2人世帯、単独世帯、こういう世帯が急増し、ごはん食嗜好が高い年長者の意向に配慮する必要が家庭の中で減っている、それが食の選択からごはんがはじき出される結果になっているということでございます。

5 ページですが、特に朝食は、若い世代ほど、ごはん食の割合が低くなっており、それに加えて欠食の割合も増えているという状況でございます。それから、子供だけで食事をする、いわゆる「孤食」も最近の顕著な状況になっております。お子さんが1人でごはんを炊いて食べるということはなかなか難しいということでございます。

6 ページは女性の社会進出です。これはお米の面から見ておりますので、こういう分析をしているわけですが、女性の社会進出が結果的には食の簡便化志向の高まりや食の外部化の進展に結びつき、結果としては米の消費の減少に結びついているのではないかとということでございます。

7 ページは「経済成長に伴う生活水準の向上」ということで、食べ物を楽しむという生活になっている、その中で米の相対的な地位が低下している。エンゲル係数の推移を書いてございます。ただ、最近では食料消費においても低価格志向が強まっているということで、若干変化が見られつつあるのかなということでございます。

8 ページは消費者の行動面あるいは志向面について記述しております。食生活の欧米型化、簡便化、食の外部化、スーパーでの購入の増加、低価格志向・安全志向の高まり、これが概略したところでございます。8 ページの右下に「各国のPFC供給熱量比率」という棒グラフがございまして、だんだんと年を追うに従って、支出の割合が欧米型に近づいていっていることがわかりいただけるかと思っております。

9 ページですが、食生活が多様化する中で、長期的に見ますと小麦の消費量がほぼ同水準で推移しております。したがって、相対的には小麦食品の地位が向上しているということがわかりいただけるかと思っております。

10 ページ、簡便化志向でございます。「主婦の年齢階層別にみた食生活に関する意識」という折れ線グラフがございまして、例えば「食事のメニューを考えるのが億劫」という方、それから「毎日の食事づくりから開放されたい」という方が若い世代で若干高目に出ているわけでございます。

11 ページですが、こういう簡便化志向の中で準備が面倒と思われがちなおはん食が、特に朝ごはんが敬遠されている傾向にある。右の棒グラフでも、家族に食べさせたい朝食と実際につくっている朝食にかなり違いがあるという結果が出ているわけでございます。

12 ページです。そういう中で、ごはん食のそういう特性を克服するためには、簡便化志向に応えた商品をいかに開発できるか、こういう取り組みが一層重要になってくる。最近でもレトルト米飯あるいは無洗米の消費が伸びております。このような取り組みが必要

になってくるということでございます。

13 ページ以降は食の外部化についてですが、右のグラフにありますように中食・外食の割合が高まっているところでございます。

また、14 ページにございますように、米の総消費量は減少しておりますが、加工食、外食における消費は安定して推移している、こういう状況にあるわけでございます。

15 ページ、外食の回数と其中での米飯外食の回数のグラフがございまして。また、外食を利用する理由としては、「家庭での食事をつくるのが面倒だから」というのが一番多いことがお読み取りいただけるかと思っております。

ただ、その外食も 16 ページにございますように行動が変化しております、「ワンストップ・ショッピング」、1カ所で何でもそろえる傾向が強い。したがって、食品スーパー、総合スーパーでの米の購入が増えているという傾向があるわけでございます。

17 ページをごらんいただきますと、そういう中で米は特売商品になっている。土・日にだんなさんが重い荷物を持って買うということで、土・日の特売日の目玉商品になっていること。あるいは、17 ページの右にございますように、昔は米穀専門店、お米屋さんで3分の1買われていたわけですが、最近では10%程度に激減しているということでございます。

18 ページですが、最近では消費者の低価格志向が強まっている。右上の表にございますように、米の購入時における消費者の判断基準で増えているのは、価格、安全性、それから精米年月日などが挙がっているということでございます。

19 ページですが、食品群間での消費者の選択が変化しやすい。ほかの食品とのコストバランスによって一時的に消費が増えたり減ったりするという環境ができております。ここには牛丼チェーンの価格と来客数のグラフが書いてございますが、価格の設定によってかなりの影響を受けるということでございます。

20 ページにまいります。ただ、その中では「コシヒカリ」を中心とした銘柄志向が依然として強いわけでございますが、最近ではブレンド米、あるいは付加価値のついてお米の購入が増加するという特徴も出てきているわけでございます。

21 ページは無洗米なり発芽玄米の動向が書いてございます。そういう新しい形質のお米が少しずつ増えているということでございます。

22 ページはこれを用途別に見ているわけですが、外食用の米は総じて増加傾向にございます。加工用原材料、加工用のお米は減少しております。ただ、そのうち加工米飯なり

焼酎は少なからず増加している。もち米は不連続に減少しております。それから、残念ながら米加工食品の輸入は増加傾向にあるということでございます。

22 ページで少し数字を御紹介いたしますと、外食用のお米は平成 14 年で 253 万トン、29%という推計をしております。

23 ページは加工原材料用米の動向ですが、清酒、米菓、味噌といった伝統的な分野が減っているということでございます。他方で加工米飯の需要が増えているという傾向でございます。

24 ページは清酒について詳しく述べております。

26 ページは加工米飯について書いてございます。

27 ページはその他の加工原材料用米穀で、概要は先ほど申し上げたとおりでございます。

28 ページは米加工食品の輸入動向について紹介しております。弁当類については、数量は少ないのですが、増加割合は高く、特にアメリカからの輸入が増加しております。米菓は日本企業による現地生産が拡大しております。特に中国からの輸入が増加している。ピーフンは、日本企業が海外に生産拠点を移しております。他方、米粉調製品は最近頭打ち状態になっておりますが、直近、もち米粉については少し増えているのではないかと業界の声がございます。

29 ページ、もち米の需要量が不連続に減少していることがグラフでおわかりいただけるかと思えます。

30 ページは、少し見方を変えて、配合飼料用はどうなっているのか。これは、生産制度の事情で、特に過剰になった場合にそのような用途に仕向けが行われているという状況になっております。

31 ページですが、新しい加工品が増えております。特に米粉パン、米粉めん、たこ焼き、アイスクリーム、発芽玄米、玄米サラダ油等々、特に米粉パンのように着実に伸ばしている商品があるということでございます。

32 ページ、そのような新しい需要に対応した新形質米が最近注目されております。冷めてもおいしいという低アミロース米、これは外食産業のおにぎりに向いているということでございます。それから、血圧の上昇を抑えるというギャバという成分をたくさん含んでいる巨大胚米、それから低グルテリン米は蛋白質の摂取を制限されている人向けということでございます。それから、ポリフェノールを含んだ有色素米、こういうものも開発さ

れているわけでございます。

そうすることで消費拡大に向けた取り組みをしているわけですが、33 ページにございますように、ダイエットのため、生活習慣病を予防するためにごはん食を減らすというような誤った認識について、誤解を解く必要があるのではないかということを書いてございます。

実際に、34 ページにございますように、ごはん食はコレステロールを抑える、あるいはアレルギーを起こしにくくするといった効果が認められております。このようなことについて理解を深めていただく必要があるのではないかということを書いているわけでございます。

35 ページは米飯学校給食の現状を書いてございます。特に消費者モニターからは、子供の食生活の乱れに学校給食は有効であるという御意見もいただいているわけでございます。

その取り組みが 36 ページに書いてございますが、現在は週平均 2.8 回のところまで来ております。ただ、特に大都市における実施回数が少ないので、そういうところが今後の課題として残っているわけでございます。

37 ページには消費拡大の取り組みを書いてございますが、テレビ番組「隠れ家ごはん」をテレビ朝日系で毎週日曜日夜 6 時から放送しております。あるいは、日本医師会との共催で「お米・健康サミット」の開催、あるいは各種食品団体との連携で「ごはん食ネットワーク会議」、それから生産者団体等が行うお米・ごはん食体験事業等、いろいろな取り組みをしているわけでございます。

以上が消費の動向でございます。

38 ページ以下は「米の生産に関する動向」でございまして、まず水田利用面について書いてございます。水田面積につきましては、緩やかに減少する中、単収は増加している。水稲の作付面積は減少し、水田の利用が課題となっているというのが概括した状況でございます。

38 ページに耕地面積のデータを載せております。

39 ページには平年単収の伸びのデータをまとめております。

40 ページは水稲の作付でございまして、何といたっても「コシヒカリ」が安定して一番多く植えられているわけですが、経年的には「ひとめぼれ」、「ヒノヒカリ」、「はえぬき」等が増加しております。「コシヒカリ」は横ばいの状況でございます。

それから、42 ページが米の生産構造です。概括いたしますと、水田作農家の規模拡大が遅れている。主業農家のシェアが 36%。また、水田作農家の 4 割が 65 歳以上であり、4 割強が同居の農業後継者を確保していない。稲作単一の新規就農者数は年間約 500 人しか出ていない。そして耕作放棄が拡大という概括でございます。

データだけ紹介いたしますと、43 ページに経営田面積規模別の農家戸数が書いてございます。5 ha 以上層が増えておりますが、まだまだ不十分な状況でございます。

44 ページは主業・副業別の品目別総産出額のシェアですが、金額ベースでいきますと、他の農作物は主業農家の割合がかなり高いわけですが、米については 3 分の 1 程度にとどまっているということでございます。

45 ページには高齢化の状況を書いてございます。65 歳以上が 42.4%ということがお見とりいただけるかと思えます。60 歳以上では 6 割近くになるという状況でございます。

46 ページは後継者の状況でございます。農家 1 万戸当たりの新規就業者数がここに出ているわけですが、稲作は 4 人しかいないということが右下の表でおわかりいただけるかと思えます。

47 ページは、こういう状況の中で耕作放棄地が増えている。近年は引き受け手がいないから耕作放棄地が増大する、こういう例が増えているということでございます。

48 ページ以降は「米の需給に関する動向」でございます。まず集荷・販売面ですが、計画流通米の 14 年産の集荷は 433 万トンを見込んでおります。作況の関係で、前年を 13 万トン程度下回っております。自主流通米は 8 万トン程度、販売を伸ばしております。計画外流通米の出回りも 6 万トン程度上回るということでございます。もち米につきましては、全量が契約済みになっております。政府米につきましては計画・販売が進んでいない。これが概括した状況でございます。

49 ページに自主流通米の販売実績の推移を書いてございますが、昨年と同時期と比較して 9 万 8000 トン、10 万トン程度上回っています。

それから、もち米について若干記述がございます。11 年産以降、過剰基調でございました。それが最近は需給均衡に向かっているということで、過剰から需給均衡へという特徴がここに出ているわけでございます。

50 ページは政府米でございます。6 年産の大豊作以降、政府の在庫が積み上がっております。そういう中で、10 年産米から備蓄運営ルールを導入し、買入数量を減少させ、適正な備蓄量に向かおうとしているわけですが、50 ページの右下に図が書いてございま

すように、6年産は買い入れてから4～5年かかって売っております。7年産は買い入れてから7年かかっております。8年産はまだ完売しておりません。そういう状況になっているわけでございます。

ここでもう一つお見取りいただきたいのは、今までは11月初めで在庫をくくっております。11月から10月が米穀年度としておりまして、最近では10月締め古米在庫量で見えておりましたが、今後、この需給指針につきましては6月締めの新米含みの在庫、いたがいまして在庫総量を把握し、それで日本全国にある米の総量を見ていくことにしたい。端境期の前に総量を押さえるということでございます。今までは古米ですから新米の集荷量が開示されていなかったところを、これからは全部開示しようということでございます。

51ページがその在庫の状況でございます。自主流通米におきましては去年の10月末に46万トンの持ち越し在庫がございました。そのうち16万トンは調整保管の実施をしております。もち米につきましては在庫は解消される見通しでございます。政府米は、去年の10月末に155万トンの備蓄米が存在しております。これは古米の在庫量でございます。販売期間も長期化している、こういう状況になっております。

52ページに政府備蓄米の年産別内訳、去年の10月末の古米在庫の内訳でございますが、8年産、9年産が残っているということでございます。

53ページ以降、価格動向について書いてございます。近年の動向は、自主流通米の入札価格は低下傾向で推移しております。その中で、「新潟コシヒカリ」が高い価格を維持し、「宮城ササニシキ」が大きく下落する。また、小売価格につきましても下落傾向でございます。ただ、用途別にさまざまな価格水準が形成されているということでございます。53ページに自主流通米の全銘柄平均の価格がございまして、60kg当たり2万1000円から1万6000円、5000円の低下ということでございます。

ただ、54ページですが、銘柄ごとにかかなりの違いがございまして。例えば、「あきたこまち」、「ひとめぼれ」等については、量販店の特売銘柄、あるいは「関東産コシヒカリ」はブレンド原料用、「北海道きらら397」は業務用とそれぞれ安定的に推移してきましたが、近年は取引の多様化が進んだことに伴って変化が生じやすく、特に今年はこの傾向も少し変わってきているのではないかと。この動向は後で御紹介いたします。

それから、55ページですが、このような取引の多様化により、昔は米が余ると全ての銘柄の価格が一斉に下がり、足りないが一斉に上がるということでしたが、最近では産地銘柄の価格変動が拡散する、上がるものも下がるものも出る、こういう動向になっ

ております。

56 ページですが、小売価格は多くの銘柄で若干下落している。ただ、14 年産の「新潟コシヒカリ」は、入札価格は著しく上がっておりますが、小売価格は減少している、こういう状況でございます。価格が転嫁できていないということでございます。

57 ページは用途別に見た米の価格水準でございます。特に最近では低価格志向ということで、かつては 3500 円から 4000 円程度の米がよく売れていたわけですが、最近では 10kg 当たり 3500 円、5 kg では 1750 円以下、これがどのスーパーさんでも主力商品になってきている、こういう状況でございます。したがって、ふだんの値段よりも安い特売日にお米が中心的に売れていくという状況になっているわけでございます。

他方で、58 ページが外食事業者が購入される価格帯でございますが、これは 1 kg 当たり 266 円、10kg 当たりでいきますと 2600 円、高いところでは 5800 円、倍半分以上の違いがあるということで、多様な価格帯が形成されているわけでございます。お店の質、あるいはお客さんの好みによって、かなり価格が違ってくるということでございます。

59 ページですが、加工原材料用米の供給価格は、全体の価格低下を受けて総じて低下しているということでございます。

60 ページ以降は米の流通に関する動向でございます。小売の登録者数が減っております。計画外流通米は、最近頭打ちではありますが、引き続き増加傾向でございます。

61 ページ、その中でも小売店のいろいろな取り組みが見られております。改正食糧法はお米の流通の規制がほとんどなくなりますので、今後は業態間の移動に変化が生じ、多様な取り組みが見られるのではないかと考えております。

62 ページは流通ルートの多様化ということで、計画外流通米が増加している。それに伴って多様なルートでの流通が実現しているということでございます。特に生産者の計画外流通米は消費者直売が一番多いわけですが、登録業者、特に農協の取り扱いが増加しているということでございます。

63 ページは流通に関する新たな動きということで、まず安全・安心の確保に向けて、改正 J A S 法にのっとり不適正表示の取り締まりを強化しております。

64 ページですが、残留農薬、カドミウムの調査を強化しております。残留農薬につきましては基準値を上回った時代はございません。カドミウムにつきましては、厚生労働省の基準が 1 ppm でございますので、1 ppm 以上につきましては自治体によって全て焼却していただいております。0.4～1 というのは、消費者感情を考慮し、政府が買い入れて工業用

のりに処理するということで、0.4以下の流通を実現しているわけでございます。

65 ページはトレーサビリティ・システムですが、15年産からの導入に向けて検討が行われております。国も必要な環境整備について予算を講じているわけでございます。

66 ページが米の検査でございますが、民営化ということで、17年度までに民営化を完了、現在は4割が民営移管でやっております。計画外流通米は未検査のものが多かったんですが、近年は検査を受ける方が増えていることが特徴でございます。

67 ページは直近の米の需給動向です。今年の特徴は、販売進度、売れているかどうかについて、売れているものと売れていないものがはっきりしております。価格についても、上昇しているもの、下がっているものがはっきりしてきているというのが概括した状況でございます。

67 ページは、残念ながら1人当たりの消費量は依然として減っていることが書いてございます。

ただ、68 ページにございますが、おにぎりがブームになっております。特に高いおにぎりが売れているということでございます。それから、牛丼、カレーライスが伸びている、こういう傾向にございます。

69 ページは米粉パンの状況が書いてございます。新潟の方式と上新粉の方式が新たに加わりまして、最近ではコンビニエンスストアなどでも販売が行われるようになってきているわけでございます。

70 ページは米の生産でございますが、昨年は平年並みですが、北海道等につきましては不良であったということが書いてございます。

71 ページは、その中で、登熟期において高温障害による品質の低下が一部地域で見られたという事実を書いております。

72 ページは、今後、調査結果がまとまりますと米の作付状況を書く予定にしております。

73 ページは、需要に応じた米づくりを行うため、特に消費者重視・市場重視ということで、2月から3月にかけてのアンケートによりますと、消費者の求める有機栽培、減農薬栽培の取り組みをやるという方がかなり出てきている傾向にございます。

75 ページは米の需給に関する動向ですが、総じて言いますと、「新潟コシヒカリ」がまず売れだし、価格が上がる。それで品薄感が出て、その周辺の「コシヒカリ」、あるいは宮城の「ひとめぼれ」、「はえぬき」などが次に値上がりする。その中で価格が上がり

過ぎた「新潟コシヒカリ」が下方修正されるというのが全体の動きになっております。

そういうことが 75、76、77 ページに書いてあるわけでございます。そこで、ちょっと特徴的なことを申しますと、76 ページですが、昨年の出来秋は計画外流通米の出回りが少し抑制されてきたということでございます。

77 ページにまいりまして、新潟、福島、滋賀の「コシヒカリ」の販売が好調でございます。また、どこで売れているかということですが、「新潟コシヒカリ」はおにぎり原料、「はえぬき」は弁当の原料、「ひとめぼれ」は量販店での特販ということで、「宮城ササニシキ」、「佐賀ヒノヒカリ」、「青森むつほまれ」がちょっと苦戦しているのかなということでございます。

78 ページですが、特に「ヒノヒカリ」、「つがるロマン」の競合するものとの関係、あるいは「あきたこまち」は「ひとめぼれ」との引き合い、「きらら 397」は「山形はえぬき」との代替、こういう銘柄ごとの移動が今年は見られているわけでございます。こういう状況をきちんと産地にお伝えして、産地の取り組みに役立てていただくというのが今回の一つの目的でもあるわけでございます。

79 ページは、先ほどもち米のことを御説明いたしました、もち米の契約状況を書いてございます。

80 ページは政府米ですが、政府買い入れは 15 万トンの予定ということで、政府買い入れの状況を書いてございます。

81 ページが政府米の販売状況ですが、とにかく売れない、13 万トンと低調ということでございます。

したがいまして、82 ページにございますように、いざというときの在庫の中身も、消費者の需要にお応えするためには、市場リサーチをきちっとやって、売れるものを備蓄していくことが必要であるということでございます。

83 ページ以下は在庫の状況ですが、自主流通米につきましては 16 万トンについて契約が締結しております。5 月末は 128 万トンの民間在庫、調整保管が 16 万トンで、北海道、宮城、秋田の 3 道県が主流でございます。政府備蓄も増大いたしまして、5 月末には 164 万トンということになっているわけでございます。

85 ページに調整保管の県別内訳が書いてございます。政府備蓄米 164 万トンの内訳は 86 ページに出ております。

87 ページ以下は価格の動向を書いています、先ほど売れ行きのところで御説明した

こととほぼ同様でございますので、割愛させていただきます。

90 ページ、小売価格でございます。「新潟コシヒカリ」は最近価格が上がっていたわけですが、小売価格が下落しておりました。最近ようやく小売価格も上昇に転じている、価格への転嫁が少し行われてきたということでございます。

92 ページ以下は輸入の動向でございます、92 ページは米の輸入の制度面です。米の輸入については、国内の米生産に悪影響を与えないような運用をやっておりまして、その結果、93 ページが輸入量、94 ページは枠外税率で入ってきたお米について書いてございます。

その結果が 95 ページに書いてございますが、平成 7 年から 13 年度の 7 年間で 448 万トンを入力して、その結果、在庫が 95 万トン残っております。主食用に販売したのが 46 万トン、加工用が 163 万トン、援助が 144 万トンとなっております、依然として 95 万トンの在庫が残っている。

96 ページにまいりまして、この 46 万トンの主食用に供給した数量以上のものを国内の国産米援助に充てようということで、MA 米全体を含めてかなりの食糧援助を行っております。後年度負担を含めて 3200 億円の納税者負担をお願いしている状況でございます。

97 ページ以降に国際情勢を書いてございますが、お米の生産量は 99 年をピークに減少に転じております。消費量は増加傾向でございます。したがって、期末在庫量は減少傾向でございます。

その間の状況を 97、98 ページに書いております。

99 ページ以降は WTO 農業交渉の状況でございます、WTO につきましては、日本提案の実現に向けた努力、特にこの 9 月のメキシコのカンクンでの閣僚会議に向けて、取り組みが必要だということでございます。

101 ページは国産米の輸出について書いてありますが、在留邦人向けに、少量ではございますが、かなり高い価格で輸出が行われていることに御注目ください。

次に資料 3 (5)、「今後の需要見通し等の考え方」でございます。これは 7 月までに御議論をいただいて、7 月にはある程度の見通しを立て、それを 11 月に確定するというところでお願いしたいと考えております。

文章がいろいろ書いてございますが、3 ページの表をごらんいただきたいと思います。13 年産、つまり 13 年 7 月から 14 年 6 月までの需要量はどのくらいあったのかということでございます。そうしますと、13 年 6 月末の自主流通米の在庫が 97 万トンございませ

た。そこに 876 万 5000 トンの生産が加わり、その結果、14 年 6 月末の在庫が 137 万トンになりました。これで足し算をして引き算しました。その間、日本全国でお子さんからお年寄りまで食べていただいたお米の消費量が 836 万トン、それに政府米の需要量を足し算しますと、総需要量が 862 万トンというものが出るわけでございます。

そして、この 13 年 6 月末在庫の、 の基本要素は 47 都道府県に全て分解できるとわけでございまして、この計算を 47 の各県ごとにすると、例えば北海道の場合、北海道のお米が道内でも食べられます、東京でも食べられます、全国あまねく食べられた量はほぼ 55 万 8000 トンではないか。これをずっと足し算していくと、各県別のこの 1 年間の需要量が、誰がやっても、どこでやっても同じ数字になるようにとれるのではないかとということでございます。ところが、これは自主流通米の在庫でございますので、卸さんが持っている在庫は含まれておりません。ですから、6 月末の在庫となりますと、卸さんと農協さんの持ち分が各年度で移動する可能性がございます。

4 ページをごらんいただきたいのですが、1 年前をやりますと、かなり違った数字になっております。全国では 924 万トンの需要量、北海道は 66 万トンの需要量になります。ここは 6 月を境に移動があった可能性があるところでございます。

また、その前は、全国では 876 万トン、北海道は 60 万トンということでございます。

基本的に、今後の生産予定数量は、こういった基礎需要量をベースに消費者の需要に合った数量を各産地が整えることによって生産計画を組んでいただくことが重要になるわけでございますが、この経年変化がどこで生じたかということをきちんと分析し、在庫の部分についても今までは 10 月末でしか締めていなかったのを今後は 6 月末にきちんと締める。それから流通業者の在庫も適正に把握する努力を今年から始めることにより、しっかりしたデータを取りながら需要に応じた県別の生産を実施していく。これが今後の生産調整の減反配分にかわる数量ということでございます。

したがいまして、今までは出来秋にならないと翌年の生産調整がわからないということでしたが、6 月締め在庫を正確に把握すること、それからネガ面積の調整からポジ数量の調整に切りかえて、需要に応じて生産を整えるという変化を加味することによって、6 月末のデータをベースに 7 月中にはある程度の生産見込みを立てていただいて、11 月には出来秋の調整、餌処理はどのぐらいするのか、調整保管をどのぐらいするのかということで翌年にどのぐらいの変動を来すのかを議論していただいて、客観的あるいは透明な議論を経て、消費者のお求めになるお米を産地で生産していただくということをや

っていきたい。そのための御議論をいただきたいと思うわけでございます。

そういうことで、6ページにいろいろな見通しの方法を書かせていただいているわけでございます。問題は、年間、在庫の移動で増える、また作況が変わることによって変化する可能性がありますので、そういうものをどう補正するかということと、結局、来年のお米の需要を当てはめるのは再来年の需要ですから、再来年、つまり2年後の需要まで見通す必要がある。

そこをどう見通すかということで、例えば全国の見通しのやり方としては、過去のトレンド(回帰式)でやっていく方法、あるいは移動平均によって振れを調整する方法、あるいは消費者の皆さんにお願いして結果を出しております消費動向調査、今年は去年よりも0.8%減りましたというデータを活用する方法、あるいは、今年の基本計画、毎年13万トンずつ減少しているということを活用する方法等、いろいろやり方がございます。これもこういった場で透明な御議論をいただいて、これだったらいけるだろうというふうに、生産者も消費者も議論の過程がわかり、決定のすべてのプロセスが透明になっていることによって産地の指導も徹底する、こういうやり方にしていきたいわけでございます。

都道府県別に見ましても、トレンドの方法、2年移動平均の方法、それから直近3カ年の単純平均値で補正していく方法、あるいは直近1年間の6月末を起点とした直近のウエイトで按分する方法等、いろいろあると思います。それぞれのやり方につきまして御議論いただきたいということでございます。

そこで、今日御説明して、いきなり御意見をいただくわけでございますが、そうはいってもすぐということもございます。また、食糧法が改正されて初めての取り組みでございます。したがって、皆様から十分な御意見をいただきまして、7月末の基本指針にはそれを十分参酌し、それを反映したものにしたいと考えているわけでございます。したがって、例えば少し認識がずれているぞ、あるいは不十分ではないかなど、お気づきの点がございましたら、後ほどお配りします様式に基づきまして、本日の意見は意見として、別途、改めて書面で御意見をいただければと思っております。それによって私どもの今後の作業にも生かしていきたいわけでございます。

なお、この審議会は公開でございますので、いただいた御意見につきましても公開させていただきますと存じている次第でございます。

以上でございます。

質 疑

八木分科会長 ただいま企画課長から資料の説明と書面コメントの提案がありました
が、書面コメントにつきましては、限られた時間を有効に使うという点からも大変有益
であると思いますので、よろしく願いいたします。

したがいまして、細かい点につきましては、後日、書面でいただくことといたしま
すが、それを前提として、本日は基本指針の全体構成についての御意見、それから本日具
体的な案が出されておりますけれども、「基本指針（動向編）」についての御質問、御意見、
さらに事務局が今後7月までに作業を進めるわけでございますが、その際に留意すべき視
点・観点、あるいは必要な資料等について、こういうことについて御発言をいただければ
と思います。また、時間の関係もでございますので、細かい修文というよりは、むしろ本質
的な点について御発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、御発言いただきたいと思います。

小熊委員 急に予定が変わったものですから、この後退席させていただきたいと思
いますので、申し訳ございませんが、最初に発言させていただきたいと思います。日本生協
連の小熊ですが、3点ほど発言させていただきたいと思います。

最初に、今回の資料3（4）の全体の構成につきましては、暮らし、食生活を基点に
考えていくという点では大変よい構成になっていると思います。高く評価をさせていただ
きたいと思います。また、これまでとかく抽象的・情緒的な議論がこの分野はなかったわ
けではありませんけれども、データに基づいて直視した議論ができるベースができたので
はないかと思います。生産・流通に携わる者にとっては、結果として厳しい内容もあるわ
けですけれども、むしろそのことをきちんと受けとめて議論をしなければ、さらに状況は
もっと厳しくなるというふうに認識すべきではないかと思います。

2点目は各論の内容にかかわってでございます。特に今回は、生活あるいは社会の変
化ということで単身世帯の拡大という問題と高齢者の動向があるわけですが、この両方を
クロスしてきちんととらえることが大事ではないかと思います。米離れにかかわっては、
子供や若者についての議論がとかく多いのですけれども、今回のデータにも出ております
ように、高齢者の中で、本来ニーズはあるはずなのだけれども、そのことが実際の消費に
結びついていないのではないかというデータが出てきているわけです。特に、65歳以上
の高齢単身者の人数は実はこの10年間で2倍になっておりまして、現時点で約300万で

ございます。これが 2020 年には 500 万に増えるというのが厚生労働省の統計でございます。

今回の資料の 33 ページに、家庭でのごはん食が減った理由として、ダイエットという誤解があることの挙証資料として図 - 1 - 44 が出ていますけれども、私がむしろ注目したのは上から四つ目でして、「ごはんが余らないように炊飯する量を控え目にしているから」とあります。実際に単身でお過ごしになった方は御存じでしょうが、例えば 1 食分の米を炊飯して、おいしく食べられるのかというような生活シーンを想像してほしいのです。むしろそういったことに焦点を当てて、高齢者は米を食べたいと思っているけれども減らさないようにするためには、例えば炊飯器のあり方とか、1 回に提供する米袋の量目のあり方を考える必要があるわけで、そうしたことを視点として押さえていく必要があると思います。

もう一つは、学校給食で米を増やせばいいじゃないかという議論がよくあります。実は、今回のデータを見ていただければよくわかるのですが、既に 1976 年から米飯給食が始まっておりまして、この米飯給食の 1 期生は立派な大人になっているわけですが、それではその大人たちの食生活にどういう影響を与えたのかということも含めて検証していくことが視点として大事ではないかと思います。

改めて書面で出す機会もいただけるということですので、気になった点だけを発言させていただきました。申し訳ございませんが、退席させていただきます。どうもありがとうございました。

八木分科会長 藤尾委員、どうぞ。

藤尾委員 資料 3 (5) の別紙 1、3 ページです。ここにデータが出てきて、ずっと積み重なっていきますけれども、お聞きしたいのは需要量のところで、例えば北海道の場合、4 ページが 66 万 2000 トンで 3 ページでは 55 万 8500 という形で、ずっと各県が出ていますね。この数量がやがて積み重なっていくと、これぐらいつくりなさいよという数量になってくるわけですか。その辺をお聞きしたいんです。

針原企画課長 昨年の生産調整研究会からの御議論は、需要あつての生産ということでございますので、このような形で需要が客観的に出されれば、これが基礎需要量になって今後の生産調整の取り組みの基礎データになるということでございます。ただ、これをこのまま使えるかどうかということについては、この場で御議論していただきたい。

ただ、その御議論の期間は、6 月締め在庫がありますので、7 月、8 月、9 月、10

月、この4カ月間、この数字をさらすわけです。その間に、こういう方法がいいのではないかと、ああいう方法がいいのではないかと。それから、産地から御意見があるかもしれません。データはこうなっているけれども、実際はこうだよ、もっと売れているのだという反論もあるかもしれません。そういう中で客観的なデータを積み上げて、11月には来年はこれで行こうというデータにしていきたい。

そこは、今後の見込み方もございますし、このデータの修正もございますし、今、ある程度過大な在庫がございますが、在庫の調整をどうするか。在庫を減らす際にどの産地の在庫を減らすかという御議論も、これから11月までの御議論の中に含まれるかと存じます。ただ、すべてはこれが出発点になるというふうに御理解いただきたいと思っているわけでございます。

山田委員 今の藤尾さんの発言とも関連するのでお聞きしたいのですが、今は北海道の例をおっしゃったわけですね。11、12、13の3年の数字だけを見ても、11年産は需要量が60万トン、その次が66万トン、その次が55万8000トンですね。一方、生産量を見ても、59万2000トン、61万9000トン、61万5000トン。つまり、生産量が比較的安定しているのに比べて需要量は大きな幅があるわけでありまして。

この需要量に基づき生産目標数量を設定するといったときに、これだけ動きのある需要量をもとに生産を変動させることは、いかにも無理があるのではないかと思うのです。理屈の上では、そうでしょう。全国ベースで物を考えればそういうことが言えるかもしれませんが、果たしてそんなふうにきれいに整理できるのかなと思います。

全国的に見れば、876万トンから924万トンに大きく増えて、その次が862万トンというふうに減っているんです。ここには何か理由があるはずですね。どんな理由なのか。要は、在庫の見方とか政府米の需要量の扱い、ここの部分にこういう単純式では割り切れない別の要因があるのではないかと思いますので、その点、よほどきちっと説明がつかないと難しいと思います。

この3年の数字だけを見て、藤尾さんの意見と関連して申し上げさせていただきました。

針原企画課長 意識してこれだけ振れのあるデータを今回お出ししたのは、今、山田委員がおっしゃったことを本当に透明に議論していただきたいわけでございます。しかも、その期間は何カ月もあるわけでございます。

ただ、一つの見込みを出しますと、在庫のとり方が今までは流通の途中で人工的に区

切っているわけでございまして、6月締め観念がなかったところで人工的に6月で締めればこうだったということも過去にさかのぼってやっているわけです。したがって、日本総体では6月末には同じ米の量があっても、それを農協系統がお持ちなのか、卸さんがお持ちなのか、小売さんがお持ちなのか、そういうことで数字が振れている可能性がございまして。

また、今までは、お米の消費はある程度連続的に変化する、そういう商品であるということを前提に生産の計画を立てているわけですが、本来はそうではなかったのかもしれない。このデータは今までお出ししていなかったデータでございまして。出したら、振れ方をかなり修正し、なだらかにして計画を立てて生産の安定を図っていた。あえてそうしていたわけですが、実際の消費はもう少し振れが大きい商品だったかもしれない。これは、その生のデータをお渡しすることによって、この振れをどのように解決するのか。そこは在庫調整で行くのか、生産のところでのどのくらいを受けていくのか、ここも今後11月までの議論になっていくということもございまして。今までお出ししていなかったデータをここですべて明らかにして、その上で御議論いただきたいということで、あえてお出ししております。

八木分科会長 ほかにございませんか。

山田委員 最初の資料の当分科会でどういう議論をするかということとの関連であります。これは大変難しい話をするわけですね。もちろん私もそれなりに関係者でありますから、関係度合いは比較的深いと思いますが、私でも到底判断がつかない物の見方なり考え方での判断が求められる部分でもあると思うのです。

そこで、当分科会でこうした内容を求められるのかどうか。専門委員会なり専門家による実務的な検討がなされた上で、ここで我々が意見を申し述べるという形になるのか、いや、役所に関係者がいるから、役所で案をつくって後は判断してもらいますという言い方なのか。基本にかかわる部分ではないかと思っておりますので、その点、お聞きしたいと思います。

針原企画課長 客観的な御議論といっても、確かにかなり専門的な知識が必要な部分がございますし、業界で実際にお仕事をなさっている方がどうお感じになっているかの御意見を伺わなければならない部分もございまして。また、先ほど申しましたように産地がどうお考えになっているのかという部分もございまして、すべてこの分科会のたくさんの回数でやるのか、あるいは専門的な方々に集まっていただいて何回か検討していただいた

結果をこの場で御審議していただくというスキームにするのか、とにかく今回初めてでございますので、この点も御意見をいただければありがたいと思っている次第でございます。

八木分科会長 今の点も踏まえて、あるいは別の観点からでも、御意見はございますでしょうか。質問等でも結構でございます。

生源寺委員、ちょっと早目に退席されるというお話でしたが、いかがですか。

生源寺委員 迷っていたのですけれども、御指名でありますので申し上げたいと思います。

今の山田委員の御提案ですけれども、そういう形をとった方がいいのかなという気持ちがございます。ただ、この分科会そのものが形骸化してしまいますと、これはこれでちょっと困ったことでございますので、決定の前に一度専門委員会に戻すことができるような時間的なゆとりを持った上で、山田委員の御提案のようなことを事務局として可能かどうかをお考えいただいてはどうかと、こういう気がいたします。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、今日の「動向編」のデータと資料3(5)の特に数字がびっしり詰まっているデータを拝見して、実は二つのことを申し上げたかったわけです。その二つのことについても、いきなりこういう全体会議の場で事務局からこうでしたということをお出しただいて十分消化できるのかなという気がしていたものですから、そんなことを申し上げたわけです。

二つというのは、いろいろなデータが出ておりますけれども、この分科会としては今後ともこういうデータが毎回出てくることになるだろうと思います。場合によってはもう少し新しいもの、それからあまり有効でないようなものは捨てていくようなことがあると思うのですけれども、当分科会のメンバーとしては、それぞれの統計なり情報の癖といいますか、少なくともどういうカバレッジであって、どういう性格の情報であるかということを知っておく必要があるだろうと思うのです。消費モニター調査はある意味で相当限定されているところがありますし、家計調査はあるサンプリングの原則のもとでとられている情報であるとか、こういうことを一度お出しただいた方がいいのではないかと。しかし、その後、それについてどう判断するかということになりますと、かなり専門的な要素と大局的かついろいろな見地からの判断で決めるべき部分に恐らく分かれると思いますので、そういうことを申し上げました。

もう一つはもっとテクニカルな話ですけれども、需要量の見通しでございます。都道府県別にこういう数字が出ていくことになると、これをさらにブレイクダウンしてい

くことができるかどうか。できるところはやっていく、こういう数字であると思いますので、ここで全国のベースと都道府県レベルの需要量予測の方法論についてきちんとした見解を持っていくことが非常に大事で、恐らくこの分科会としての最初の大きな仕事になるかと思うんです。

幾つかの案が示されているわけでありましてけれども、こういう問題に直面した場合、私どもがまず考えるのは、情報としてあるのであれば、相当古い過去にさかのぼって、それぞれのものについて一回やってみて、それはきちんと予測が当たっていたかどうかということをチェックしておく必要があるのではないかと。既におやりになっているかも知りませんが、過去についてこの方式でやった場合に、結果的に比較的よくフィットしているとか、あるいはこういう癖があって、こういう状況のときには上方に振れるとか、そういう過去のデータに当てはめた場合の結果の検証に基づいて判断するというのがオーソドックスなアプローチかなと思っております。

そこでもなお判断ができないということであれば、また少し考えなければいけないと思いますけれども、今申し上げたようなこともかなり専門的な領域になりますので、山田委員のおっしゃったようなことは考えていいのではないかと。ただ、日にちが非常に詰まっておりますので、どういうふうに運営するかについては、私としては今のところ判断できないところがあるわけですが。

八木分科会長 ありがとうございます。

奥村委員、どうぞ。

奥村委員 初めてですのでピント外れのことを言うかもしれませんが、2年先の各県の生産目標を決めるときに需要量を参考にするということでしょうけれども、政府米の需要量は本当に需要量としてこういうふうに見ていいのか。民間の流通米の需要量がまさに消費者の皆さんのニーズということではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。ということは、政府米の制度そのものも今後どう変わるのか。私は今の政府米制度をわからなくて言うんですけれども、本当に需要のある米は民間流通の米だと私は思います。政府米というのは、いろいろな要素があって政府米として買い入れていらっしゃるわけで、それを販売するのが本当に需要に即した需要量なのかということ疑問に思うのですけれども、いかがでしょうか。

八木分科会長 政府の在庫米について、もうちょっと説明いただければと思います。

針原企画課長 新米の需要から申しますれば今の奥村委員の御発言のようなこともあ

るかと思いますが、一部の外食の需要等々を含めた場合に、政府米の需要量の要素を抜きにしては判断できないだろうと考えております。

また、政府米は一定の年限の在庫をすべて何らかの形で売ってしまおうということで運用していたとすれば、そのときの集荷量がこの需要量に出てくるわけですが、過大な在庫の中でメニューを提示して、その中で選択していただいたものだけが売れているという販売の形態からいっても、そこにはやはり需要が存在する。その中には、産米の品質だけではなくて、とれた後の倉庫への入れ方、あるいは倉庫の管理の仕方、そういう産地の取り組みが川下の評価を得て、あそこの米なら古くてもいいからもらってもいいというところにも結びついている部分がございますので、今の状況では入れざるを得ないのではないかと考えております。

八木分科会長 奥村委員、よろしいですか。もうちょっと政府の備蓄運営ルールみたいな話も必要なのかどうか。今のお話で、よろしいですか。

奥村委員 はい。

八木分科会長 では、立花委員、どうぞ。

立花委員 奥村さんの御質問とも若干関連するのですが、私、山田さんのお考えが妥当なのかどうかはわからなくて、正直に言うと、私も思いあぐねているところです。

13年産、12年産、11年産という年産の需要量の数値ですけれども、確かに生源寺先生がおっしゃったように統計の癖の問題もあるでしょうし、それよりも何よりも、ビジネスの立場からすると、価格設定の問題ですね。現物の品質の問題ももちろんありますけれども、例えば去年はちょっと値づけが失敗したな、もうちょっとうまい値づけでオファーできなかったかなとか、いろいろあると思います。それから、米の流通市場が本当に公正な形で運営されているのかどうか。こんなことを言ったらひんしゅくを買うかもしれませんが、実際に決まった値段とは別にリベートで生産者の方々と業界の方々がやっているとかいうこともあり、私も値段そのものがどの程度信用していいのかがわからないんです。

それはさておくとしても、こういう需要量の問題を考えるときに、今年はこれだけしか売れなかったけれども、来年はこういうふうにするとか、そういった販売方法といたしますか、アプローチがあり得るわけで、仮にこの数字を一つのベースとして考える場合に、その辺はどのようにカウントしていけばいいのでしょうか。これは針原さんにお聞きする問題ではないのかもしれませんが、そこはどう考えたらいいのか、わからないので、もし

お考えがあれば教えていただければと思います。

針原企画課長 同じ資料の7ページに、「過去の需要量に影響を及ぼした可能性があり得ると考えられる事項」、「今後の需要動向に影響を及ぼす可能性があり得ると考えられる事項」、それぞれ紹介してございまして、過去のものでいきますと、作柄、品質、価格、それから、人工的に供給を抑えておりますので生産調整の目標、そういうものが可能性がございます。先ほど御説明しましたように、北海道と山形の需要の取り合いが実際に起こっているわけでございますので、そういう問題を将来の目標としてどのようにやっていくのかという点が非常に大きな課題だろうと思います。

また、今後は、振興方針、販売戦略、品質更新、需要変動、それから先ほど奥村委員からありましたような政府米の運用方針、そういうものについても考えていく必要があると思います。

したがって、この基礎需要量は、過去のものは生のデータを加工せずに出すところから始まって、いろいろな産地の取り組み、今年はこっちが出たところを来年は巻き返す、それを何年か均すことによって、この程度なら我慢しようじゃないか、あるいはこの程度なら目標としてはほぼ妥当であるというものを11月ごろまでの何カ月間で見つけ出すのが今後の作業ではないかと思えます。

今までは、まずこのデータを使っていなかったわけでございます。生産調整の面積がこれからここまで増える、増えた分をどこに割り振るかということを経済公開の議論を経て決めていたわけです。しかも、11月のごく短時間で決めているわけでございますが、これからは4カ月ぐらいかかって、透明な形で御議論をいただく。今御指摘になったものは、すべて我々も認識はしております。したがって、今後御議論をいただきながら、一定の数字をまとめていく作業をしていきたいと思っているわけでございます。この方式を3年、4年とやっていくうちに、将来的には、だれがやっても過去の蓄積ができ、スムーズに県別の目標が決まっていくということをお願いし、それができたところで農業者・農業団体が主役となるシステムが実現していく、そういう基礎的な作業であると我々は認識している次第でございます。

八木分科会長 よろしいでしょうか。

立花委員 はい。

八木分科会長 資料3(3)にありますように、7月に6月末在庫に基づく需要実績を考えて、11月には需要実績の確定という作業に入っていくわけですがけれども、そのた

めに今日は生のデータを出していただいたわけですから、これをもとにしてどう議論を進めるのかという点についていろいろと御意見をいただければと思います。後の文書でも構いませんが。

岩田委員、どうぞ。

岩田委員 今日初めて見たデータなものですから、この別紙と厚い方の資料を見比べながら一生懸命考えていたのですけれども、私もこの3年分を見て、需要量の変動が一体どういう要因で起きているのか、また、この年の生産量とか価格は一体どうなっていたのだろうか。別紙の方は計画米・計画外の両方を含めた民間の需要と政府米で構成されているのだろうと思うのですけれども、民間の方は前年の在庫を比較することで出ているのですけれども、政府米の需要がどうなって出ているのか、よくわからなかったんです。そこで、大変なお手間かもしれませんが、結構変動しているものですから、できれば5年分ぐらい見てみたいということが一つです。そして、そのときは生産量や価格が一体どうなっていたのか。

それから、今、米の需要は、外食等の業者の需要が非常に多くなっていると思うのですが、そういったものは一体要因としてどういうもので変動し得るのか。来年を見通すときに、もしかすると価格で安いときにワットづくりだめをしておくような話も加工品などはできるのかもしれませんが、外食なら別のものに流れるとか、いろいろあって、家庭で米を買うだけのものとは違う変動要因みたいなものがあるのか、その辺がよくわからないなと思いましたので、山田さんもおっしゃったように、これが一体どういうものかということをもうちょっと細かく分析しなければいけないなということと、先ほどおっしゃったように、もうちょっと経年的なデータで読めるものがあれば、ありがたいと思います。

八木分科会長 資料の方につきましては、またよろしく願いいたします。

針原企画課長 今の政府米の需要量は、食用のその期間の販売数量を加算しております。同じ資料の2ページに算出式が書いてございますが、販売数量でございます。

もう少し過去にということでございますが、これと同じ方式ではないやり方での全国ベースの数字ですと、ある程度はさかのぼることができますが、6月末というのが初めての取り組みでございますので、都道府県別にまで落とすとなかなか難しいということでございます。

八木分科会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 企画課長のお話の中で、お米の需要量はある一定のトレンドのもとに減っ

てきた、そういうものだと思っていたけれども、ひょっとしてそうではなくて何か特別な状況があって急に減ったり増えたりするという側面を持っているかもわからんということ、6月末で切った場合のこの3年間のデータでお話しされたような気がしますけれども、そんなことがあるのかなという気がまずいたします。

それから、10月末で切った場合と6月末で切った場合で年間の需要量の変動がそんなにあるのは、やはりどこがおかしい。だから、この数字が全部正しいという前提で考えれば考えるほど、山田さんの説も何かおかしいなという感じがする。

かつ、それをベースにして1年間の実績でポジ数量を決めるとか、あるいは2年間とか3年間のあれでやるのかということが、要は一定のトレンドのもとにそういう需要量が形成されているのだとすると1年間でもいいという話になるし、いやいや結構大変動するのだという話になると、やはり複数年度でなければいかんという話になる。その意味では、このデータは大変重要な意味を持ってくると思うんです。

一方、生産者の方からすると、新しい食糧法でも、生産調整その他については自分たちの努力ができるだけ早くポジ数量の方に反映されるようにしたいと思うでしょうから、そうするとできるだけ短期間でやってほしいという人もいるのではないかと思います。そういうことからすると、どうして12年産だけがこんなにドーンと増えて、あとは減ったのかなという気がします。大変重要な数字だと思いますので。

針原企画課長 実は10月末のデータを使って全国ベースの数字だけを簡便法でやった場合、去年と一昨年のデータをつくったわけでございますが、かなり振れております。かつ、昔は振れなかったのが、ここ10年ぐらいは数十万トンレベルで減ったり増えたりする、そういう商品になってきているのではないかとということ、この審議会でも「米をめぐる情勢」の中で御説明したことがございます。

さりながら、来年の生産計画を定めることは結局カルテルを続ける限り必要でございますので、それを密室で決めるのか、客観的なデータで公開で決めるのか、そこは最初の入り口のところで分かれることになっているわけでございますが、昨年、客観的なデータで公開で決めようという選択をした以上、このデータの振れをどう克服するか、いろいろなデータを分析しながら開発していく、今年がその初年度に当たるということではないかと認識している次第でございます。

八木分科会長 中村委員、よろしいですか。

中村委員 10月末でも最近はよく振れているのですと言われれば、こちらは確かにデ

ータを聞いたことがあるかもしれませんが、そうですかという話になるんですが、結局、そんなに振れる要因は何なのでしょう。さっき立花委員が言ったように、これは価格が書いていなくて量しか書いていない。何か理由があるのだと思います。例えば小麦粉の消費量がその間こんなになっているというデータは多分ないですね。こういうものではないかという推測か何かがないと、ただデータでこんなに需要量が増えていますと言われても、そうかなという感じがするんです。済みません。

針原企画課長 今年のこの場でそのデータをお示ししたときも御議論になりましたし、生産調整研究会でもこの部分については数回御議論をいただいたと記憶しております。一つの要因としては、消費が価格に敏感になっているがゆえに代替食品との選択が起こっているのではないかと。それは麺類あるいは小麦粉製品との出入りだけではなく、いろいろな副食等の関係でもあるのではないかと、あるいはお菓子との関係でもあるのではないかとということも御議論いただいたわけでございます。

ただ、もう一つ言えるのは、今までは自主流通米の在庫で算定しておりますので、それ以外の例えば農家の在庫、あるいは卸さんや小売さんの在庫、これも勘案していく必要があるのではないかと。特に6月末になった場合にその影響がどの程度出ているのかということを見ていく必要があるかなと考えている次第でございます。

山田委員 いずれにしても、米政策改革大綱で需要をベースにして物を考えていこうという整理が一定程度なされていることを前提として申し上げていて、何も全部ひっくり返すという意味で言っているわけではないんですけども、私は、資料3(4)から資料3(5)へ移るに際して、相当ギャップがあるというふうに思わざるを得ないんです。資料3(4)は異論がないです。事実ですから、そういうことだろうということはよくわかります。とって、3(5)に需給見通しのいろいろな算式が出ておりますけれども、ここに突然、ましてや都道府県ごとにも生産目標数量の数字を出すというのは、何かギャップがあると思うんです。

生産調整研究会での議論をもう一度繰り返すわけではないのですが、多くの議論があって、こういうことで需要見通しをベースにして定めていきますよというふうに来ている整理をもう一回どこかでしかるべくやっておかないと、うまくいかないのではないかと気がするんです。関係者が頭に入れるということだと思います。これが公開の場ということであれば余計、こういうことだからこうですよというふうに言わない限り、毛頭おさまらないような気がします。

例えば、名前を出しては悪いけれども、秋田の大潟村です。この方式でいけば、秋田の大潟村は生産調整をやらない農家とやる農家が出て、生産調整をやらなかった農家は家を新築しました、まじめに生産調整をやっていた農家は新築もできませんと、こういう関係図式があるわけです。一般化はしませんが、今回の方式は、率直に言うと新築した人は引き続き需要がある分だけつくっていいよということ認めていく形になるわけですね。もちろん個々人の選択がいろいろな形で働くわけですから、今度の米政策改革大綱の中で新たにどんなふうを選択をするかということは問われるにしても、現状、内在していた矛盾を前提にして進めるという案にしているわけです。

これは、我々も一生懸命に考えるけれども、手だてがなくて、それしかないのかなと考えている部分もあるのですが、どういう算定方式を編み出そうが、その問題はどうしても引き続き残ると思います。現に、資料3(5)の7ページには、こういう部分を反映する手だてはないか、検討する必要があるということで、とでそれぞれ示されている項目があるわけですが、こういう部分は一体どんなふうで反映することができるのか。反映したら収拾がつかなくなるぞというところへ戻るのか。そういうこともある程度腹をくくってこなればいかなののではないかと、それがないと説得力がないのではないかととも思います。

このことと関連して、一つは、もともと全部一律でやったらいいのではないかと、例えば潜在水稲作付面積に対して一律で必要量を割り振ってしまったらどうかという議論もないことはないのです。しかし、それはどうしてそういう方式を判断しなかったのか。二つ目は、現状ある数字、そういう形で生産がなされているという現状をしょせん認めていくしか本当に方法がないのではないかとということもある。それから、三つ目は、一律にした上で、手上げで俺はこうしたいという要素を勘案するような手だて、これは手間のかかる話ですけども、そういう部分を配慮する方法があるのかなのかという議論もなかったわけではないのですね。

だから、資料3(4)と3(5)の間にもう一つ、議論の経緯の整理的な資料があつてしかるべきではないか。私自身は、16年の方式に向けて1回目だけ、ちゃんとやってしまえば、16年以降は需要量に従ってこの方式でやっていくという言い方は説得力が出てくるのではないかと思うんですが、とにかく来年の16年の数字を決めるに際しては、もう少し時間をかけた丁寧な議論がなされていいのではないかと、このように思っています。

吉水委員 今回の御意見に関連して、半ば感想、半ば質問です。

基本方針の位置づけのところ「需給見通し編」の背景を説明するものが「動向編」だという御説明がありまして、「動向編」にはかなり詳しい市場分析がなされています。例えば全体の消費動向が落ちていること、デフレの影響、働く女性が増加の影響、ダイエットブームとか、いろいろなことが述べられているわけですが、こういう背景と3(5)にあります需要予測にちょっとギャップがあるといえますか、では、そういった背景は実際に需要にどう反映されるのかという議論はしなくていいのでしょうかという疑問といえますか、質問があります。

実際、ライフスタイルの変化や大きな構造変化という部分と、おにぎりブームといったトピックス的な部分は、多分分けて議論することだとは思いますが、もちろんそれだけでも議論したら大変な時間を割いてしまいますので、この場ではあえてそういったことは議論の俎上にはのせず、あくまでも数値的なものに集約していくべきなのかどうかということについて何らかの御意見なり御教示なりをいただければありがたいと思います。半ば感想で申しわけないのですが。

針原企画課長 今回の厚い資料とその後の資料のギャップにつきましては、まず厚い資料の目的が、今後の県別生産目標数量の設定と関連する部分と関連しない部分の両方ある、いろいろな目的を持った「動向編」です。例えば、産地の取り組みの参考にさせていただくためには最近食生活でこういうことが起こっているのだということが正確に生産者に伝わる、あるいはこういうお米は売れていないのだということを冷静に見ていただくということですが、どうもそこら辺がまだ十分伝わっていない。売れていないという状況が伝わっていない。そういう目的の部分がございまして、すべてがこっちにつながっているという部分ではございません。

ただし、山田委員がおっしゃったように、昨年1年間、こういう方式をとるということについて大議論したわけですので、それをもう一度整理して、そういう観点からの資料の出し方といえますか、使い方、それから今後の議論の仕方について少し整理が必要かなと。皆様の御意見をお伺いして、そういうふう感じております。

もう一点は、今まで生産調整をやっていなかった人が得ではないかと。ここも御議論いただきたいのですが、確かに大潟村で見れば、その分たくさん「あきたこまち」が生産されております。ただ、秋田県全体の50万トンぐらいの生産量を大潟村の生産調整未実施の農家が左右しているかどうか。結局、「あきたこまち」はかなりの在庫を持たざる

を得ない銘柄でございますので、そういうふうになっているかどうかということも少し考えてみる必要があるのではないかと。要はミクロとマクロの問題でございますが、そこも少し整理が必要かなと感じております。

八木分科会長 特に資料3(5)につきましては、需要量を計算しているわけですが、この計算の仕方そのものがどうかという議論と、それから、これをベースにして見直しを考える場合の手法について幾つか提案があるわけですが、これについてどうかということ、今日でなくても構いませんので、後で文書等で御意見をいただければと思います。

ほかに御意見はございませんか。

立花委員 基本方針とは直接ずれますが、お願いといたしますか、食糧庁側の御判断をお聞きしたい点がございまして。間接的には関係するんですが。

といたしますのは、山田さんのところ、あるいは藤尾さんのところもそうだと思うんですが、いわゆる3点表示といたしますか、DNA鑑定の話が非常に話題になっているわけですが、JAS法に基づいて非常に厳しくやられているということですが、問題は、これはただでできるわけではないんです。トレーサビリティ、これはこれで大変結構なことですが、やれと言っても、それはただでできるわけではなく、それなりにコストがかかるわけです。どういう機械を入れるのか、質にもよるでしょうけれども、数千万円かかるという話もあります。トレーサビリティということで消費者ニーズは確かにあると思うのですが、それにはコストがかかる。そのコストは一体誰がどういう形で負担していくのが一番いいのかという議論が抜けたままにやっても、経済的には実らない。そういうコストをどういう形で負担していけばいいのか。もちろん業界のコストダウンの努力もありますけれども、消費者の負担という点もあるわけで、トレーサビリティの要求ということの裏には、そのコストを誰がどういう形で負担していくのか、最終的には消費者が負担する、そういった議論もあわせてやっておかないと、非常に空回りしていますので。

これからの中長期的な米の需給の問題もありますけれども、今、足元でそういう問題を抱えているという話を聞くにつけ、老婆心ながら、その辺、少し冷静な議論が必要ではないかということをお願いさせていただきます。

涌野消費改善課長 今御指摘がありましたトレーサビリティに関しましては、昨年から各関係業界で勉強会をやっていまして、それで15年産のでければ7~8月から試行ということになります。そして9月から試運転、秋口から本格的ということで、全体からす

れば規模は小さいんですけども、やっていきたいと思っています。

そこで、先々月ぐらいから全国協議会を立ち上げていただきました。今は試運転段階でよろしいのですけれども、本格的に稼働したときに誰がコスト負担するかということについて、今、議論をしていただいている最中であります。したがって、最終的な振り分け方は、生産者なり流通業者なり消費者なり、それぞれになるのか、あるいはすべて消費者に転嫁されるのか、まだ決定されておりませんが、できるだけ低コストでやっていただきたいということで政府も資金的な支援をやりたいと考えておいて、現在、かなりの希望が上がっているというふうに考えております。

それから、DNAにつきましても、現在、政府として13年度は約2000点、15年度は2200点やっております。当初は約39%がちょっと不適正ではないかという結果が出ておりますし、14年度は17%か19%ぐらいだったと思いますけれども、かなり下がっております、効果は出ていると思います。

ただ、政府の場合、予算手当てをしているといいですか、税金で対応させていただいておりますけれども、それ以外に最近では卸さんが自ら検査される、あるいは生産者の段階で自分が売ってお米についてDNAでちゃんと証明したものを売っているということもありまして、毎個、30kgの袋ごとにやる必要もありませんし、卸さんごとにやる必要もなく、あるロット、例えば〇〇農協の「コシヒカリ」ということで毎月1回やっただく程度ですと、それほどコストがかかるとは思いません。機械を入れること自体についてはかなりの問題かもしれませんが、1サンプルということであれば数万円程度であると思いますので、自分の売ってお米について安全・安心を消費者に届けたいということであれば、それなりのコストはかかると考えております。

八木分科会長　そろそろ予定の時間が近づいていきますけれども、御発言される方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、予定の時間がまいりましたので、本日の議論はこの程度にしておきたいと思っております。今日は発言され足りなかった方、あるいは新しい御提案等がありましたら、書面でコメントをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局におかれましては、本日の議論を十分踏まえた作業をこれから進めていただきたいと思っております。

なお、基本方針に関しまして本日皆様からいただきました御意見につきましては、冒頭でお話ししましたとおり、議事録として整理し、また書面でいただきましたコメントも

含めて公開することになります。その整理については私の方に御一任いただくということで、よろしゅうございますか。

〔「了解」の声あり〕

八木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

長官あいさつ（7月以降の体制について）

八木分科会長 最後に長官から一言お願いいたします。

石原長官 最後に一言、申し述べたいと思います。

本日は貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。我々、本日出されました御意見、また書面でのコメントを参考にいたしまして、望ましい結論を導いていきたいと思っております。特に昨年の生産調整に関する研究会もそうでございますけれども、我々、あくまで資料等は公開に、またオープンな議論をお願いしたいと思っておりますので、そういう形でやっていくつもりでございます。今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

なお、7月1日の農林水産省の組織改編に伴いまして、本日をもって食糧庁は廃止となります。これに伴いまして本分科会も、現在の主要食糧分科会と同一のメンバーで、総合食料分科会食糧部会に引き継がれまして、その役割を引き続き担っていただくこととなります。

お手元に資料4としてお配りしてございますけれども、7月以降、食糧部は総合食料局の中に位置づけられるわけでございますけれども、こういう役所の体制となります。また、その次のページにありますように、審議会の体制としては、総合食料分科会の中に食糧部会ができるわけでございますけれども、その位置づけを整理してございます。

我々、今後はこういう体制で今後の食糧行政を担っていきたいと考えておりますので、皆様方には引き続きよろしく御指導のほどをお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

八木分科会長 それでは、以上をもちまして本日の主要食糧分科会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会